食安輸発1011第3号 平成25年10月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の取扱いの一部改正について

標記については、平成24年11月16日付け食安輸発1116第5号(最終改正:平成25年9月26日付け食安輸発0926第4号)により通知したところです。

今般、国内における自主検査の結果、同通知において、検査の対象としていなかった加工品(その一部にタイ産パパイヤを分別可能な形態で使用)からPRSV-SCが検出され、また、パパイヤから分別可能な食品全般の検査に係る登録検査機関における受託体制が整ったことから、同通知の別表を別紙のとおり改正します。

また、輸入者に対して、タイ産パパイヤを原料として使用している加工食品については、原料段階において、安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤを使用していないことの確認を行うよう、指導方よろしくお願いします。

(別表)

対象国	対象食品	検査項目	検査方法
米国	長粒種米及びその加工品(主	LL601	
	原料とするもので未加熱の		
	もの)		
中国	米加工品(米を原料とする	63Bt, NNBt	
	もので、米粉、ビーフン等、		
	未加熱又は加熱の程度が低		
	いもの)		平成24年11月16日付け食安
ベトナム	米及びその加工品(米を原	CpTIコメ	発1116第4号「安全性未審
	料とするもので、米粉、ビ		査の組換えDNA技術応用食品
	ーフン等、未加熱又は加熱		の検査方法について」
	の程度が低いもの)		
タイ	パパイヤ及びその加工品(パ	PRSV-SC	
	パイヤが分別可能なものに		
	限る。)_		